

差止請求書

2016 (平成28) 年3月28日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番地9

株式会社ピーシーデポコーポレーション

代表取締役 野島 隆久 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司 (弁護士)

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973

担当 事務局長 岩岡 宏保



第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成されている特定非営利法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、本差止請求書を差し出します（したがって、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます）。

つきましては、本書面到達後1週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、本差止請求書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

第2 請求の要旨

貴社の使用する、スマートフォンの売買及びスマートフォン利用のサポートに関する役務の提供に関する契約（iPhone安心パック [スマートサポート]）に係る契約書面の条項中、下記条項の使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めます。

記

解約金の定めについて、契約から一定期間の経過後、一年のうち特定の月を除き、解約の際に解約料が発生する旨の条項（いわゆる解約月の条項）

具体的には【au】スマートサポート for iPhone6・iPhone6PLUS（新旧料金版）お申込前確認事項と題する書面の「解約について」欄の「本商品を解約頂く場合は、あらかじめ当社が指定した支払方法に従って、下記A・Bに記載された契約解除料金をご請求させていただきます。」との条項及び同欄の表A及び表B

第3 紛争の要点

- 1 貴社の前記契約のうち、役務の提供に関する契約の性質は法的には準委任契約であるところ、準委任契約はいつでも各当事者が解除できるものとされています（民法第65

6条、第651条第1項)。

- 2 しかし、貴社の前記契約条項は、ひとたび契約すれば、いわゆる解約月を除き、いつまでも解約の際に解約料が発生する内容となっており、消費者を解約料の負担によって半永久的に拘束するものとなっています。
- 3 この点、消費者契約法第9条第1号は、消費者契約における損害賠償額の予定または違約金に関する条項につき、その額が当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える場合、当該超える部分についてその条項は無効であると定めています。

これまでの貴社の回答によれば、前記条項における違約金の趣旨は「長期契約を想定して割安な価格設定としているところ、短期間で解約されることによって生じる損害の賠償を求めるもの」であることから、契約締結から一定期間(長くとも36か月)の経過後は損害が生じていないことは明らかであり、前記条項は同法にいう平均的な損害を超える内容を含むものであって、同条に違反するものであり、無効です。

- 4 また、消費者契約法第10条は、民法の定めに比して消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものについては無効であると定めています。貴社の前記契約条項は、民法上いつでも解約できる準委任契約の規定に比べ、消費者の解約権を違約金によって制限しており、消費者の権利を制限しまたは消費者の義務を加重するものといえます。また前項で述べたとおり、一定期間の経過後は違約金の根拠である損害が貴社に存在しないことは明らかであり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一時的に害するものであることも明らかです。

さらに、スマートフォンのキャリアとの解約月と貴社との解約月とは必ずしも一致しないため、両者が不一致の場合には、携帯電話の利用を止めようとする消費者が、貴社への損害賠償の負担を避けるためには、キャリアとの契約の解約後、解約月まで貴社との契約のみを存続させることを強いられることとなります。しかし、役務の性質上、キャリアとの契約が終了しているにも関わらず、貴社との契約のみを存続させる合理性は全くないため、この場合には、前記契約条項の不合理性はさらに明らかです。

なお、いわゆる違約金条項について、携帯電話のキャリア事業者の消費者契約の条項に関し、同法に違反しないとした裁判例もあります。しかし、当該事件においては、消費者が解約月の条項のない契約を選択する余地があるのに対し、本件ではその余地がないこと、当該事件においては違約金の額が平均的損害を超えないとされたのに対し、本件では平均的損害を超えることが明らかであることなどから、本件とは事案を異にするものです。

以上のことから、前記契約条項は消費者契約法第10条にも違反するものであり、無効です。

- 5 以上のとおり、貴社の前記条項は無効な部分を含んでおり、当会は、消費者契約法第12条第3項、同第41条に基づき、請求の要旨のとおり、請求します。

第4 訴えを提起する予定の裁判所
横浜地方裁判所

以上